

平成28年定例第3回市議会会議録（第4日）

平成28年9月21日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌 由美子	10番	瀬 口 健
2番	吉 原 政 宏	11番	川 口 正 宏
3番	徳 永 重 遠	12番	壇 康 夫
4番	末 吉 達二郎	13番	中 尾 眞智子
5番	古 賀 義 教	14番	中 島 一 博
6番	前 原 武 美	15番	坂 口 孝 文
7番	野 田 力	16番	宮 本 五 市
9番	荒 卷 隆 伸	17番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

8番 上津原 博

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梅津俊朗	係長	堤和美
次長	田中裕樹	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長職務代理者	高野道生	企画財政課 財政係長	大坪康春
教育長	長岡廣通	福祉事務所長	坂口浩二
監査委員	平井常雄	子ども子育て課長	築地原良太
総務部長	馬場洋輝	環境衛生課長	松尾和久
保健福祉部長	加藤康志	農林水産課長	木村勝幸
市民部長 兼市民課長	本荘安政	商工観光課長	松尾博
環境経済部長	富重巧齐	上下水道課長	木下康彦
建設都市部長	松尾正春	学校教育課長	加藤武美
教育部長	大津一義	社会教育課長	野田圭一郎
消防長	北嶋俊治	学校教育課長補佐 兼施設係長	甲斐田裕士
総務課長	西山俊英	建設課長	内野逸雄
企画財政課長	坂田良二		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 認定第1号 平成27年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第2号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第3号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第4号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第5号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第6号 平成27年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第7号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第8号 平成27年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第9号 平成27年度みやま市水道事業会計決算の認定について
- (10) 議案第38号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第39号 財産の取得について
- (12) 議案第40号 平成27年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について
- (13) 議案第41号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第2号）
- (14) 議案第42号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (15) 議案第43号 財産の取得について
- (16) 議案第44号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- (17) 閉会中の継続調査の申出について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、8番上津原博君におかれましては、先日に引き続き欠席届が提出をされておりますので、これを許可しております。皆さん方には御承知おきをお願いしたいと思います。

日程第1～第9 認定第1号～認定第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．認定第1号 平成27年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、
日程第9．認定第9号 平成27年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本9件につきましては、決算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。荒巻決算審査特別委員会委員長、お願いいたします。

○決算審査特別委員長（荒巻隆伸君）（登壇）

皆さん、改めておはようございます。決算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

本決算審査特別委員会に付託をされました案件は、認定第1号 平成27年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成27年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの9件であります。

審査の方法については、15名で構成する全体の委員会と各常任委員会で構成する分科会を設置し、予算審査段階で明らかにされたところと、実質執行結果はどうであったか、期待された行政効果が達成されたかなど、当該年度限りではなく、将来の展望に立った総合的な審査を心がけ、慎重な審査を行いました。

本特別委員会の開催は、9月2日、8日、9日、16日、20日の5日間、分科会は9月12日、13日、14日の3日間にわたって開催、分科会では、それぞれの所管に属する歳入歳出決算の審査を行い、全体会議等では、全会計の歳入歳出決算の審査及び意見の取りまとめ等を行いました。

一般会計としては、平成27年度歳入決算額20,708,026,427円、歳出決算額19,905,636,897円で、歳入歳出差し引き額は802,389,530円、実質収支は745,657,530円の黒字となっております。

一般会計と特別会計を合わせた歳入合計額は33,818,967,770円、歳出合計額は32,790,863,852円、歳入歳出差し引き額は1,028,103,918円、実質収支は962,371,918円の黒字となっております。

なお、審査の中で各委員から指摘があったものについて、特に重要であると思われるものについて申し上げます。

まず全体的事項として、1、決算の状況及び決算審査特別委員会の指摘事項を踏まえ、適正な予算編成に努めること。2、予算の執行に当たっては、引き続き最小の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

次に、一般会計について申し上げます。

1、税の徴収については努力が認められるが、今後も不公平が生じないよう取り組みの強化を図ること。2、住宅使用料については、条例等に基づき滞納の解消をさらに強化すること。3、予備費を充用する場合は、流用措置等を十分に検討し、その必要性について精査すること。4、防犯カメラのさらなる整備を図るとともに広く市民への周知に努めること。5、がん検診について、住民への啓発に取り組み、受診率の向上に努めること。6、営農組合等の法人化をJA等と協力し積極的に推進すること。7、農漁業の振興を図るため、国・県の補助事業を大いに活用し、生産性を向上させ、農家の意欲を高めること。8、国土調査は、平成27年度までに93%が達成されているが、早期完了に向け努力すること。9、商工業活性化対策を積極的に推進すること。10、地質調査の結果を生かして企業誘致の推進を積極的に行うこと。11、インフラ整備については、需要度を捉え予算の確保を図ること。12、大規模事業等において繰り越し並びに多額の不用額が生じているものがあるので、適切な執行管理を行うこと。13、安全性と利便性の向上を図るため、生活道路及び水路の早急な整備を行うなど、必要に応じ執行残額の有効な活用を努めること。14、学校評議員及び学校関係者評価員会議については、内容と経過を把握し、学校や地域に意義ある会議となるよう努めること。15、特別支援教育支援員については、必要な人員を配慮すること。16、スクールバスの運行については、安全な運行を遂行するために、委託先と十分に協議をすること。17、今後、予定される学校再編に向けて、これまでの結果を検証し、財政状況を踏まえた予算編成を行うこと。18、清水山荘については、効率的な管理のもと、早急に方針を固めること。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

1、税の徴収については努力が認められるが、さらなる徴収率の向上に努め、安定した事業運営に努めること。

続いて、介護保険事業特別会計について申し上げます。

1、将来の高齢化を見据えて、適正な運営に努めること。

以上、本決算審査特別委員会での審査経過及び全体指摘事項2項目、一般会計指摘事項18項目、特別会計指摘事項2項目について申し上げましたが、委員会としては、認定第1号 平成27年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成27年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの9件は、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、認定第1号について討論を行います。

認定第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成27年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第2号について討論を行ってまいります。

認定第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告がおりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第2号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第3号について討論を行います。

認定第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、認定第3号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定をされました。

次に、認定第4号について討論を行います。

認定第4号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、認定第4号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第5号について討論を行います。

認定第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第5号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、認定第5号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第6号について討論を行います。

認定第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、認定第6号 平成27年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第7号について討論を行います。

認定第7号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第7号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第7号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第8号について討論を行います。

認定第8号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。認定第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第8号 平成27年度みやま市用地特別会計歳入歳出

決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第9号について討論を行います。

認定第9号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第9号 平成27年度みやま市水道事業会計決算の認定については委員長報告のとおり認定をされました。

日程第10 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第38号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。野田産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいまから議案第38号の件につきまして報告させていただきます。

みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月13日に、松尾建設都市部長、木下上下水道課長及び関係係長に出席を求めまして、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしましたところでは、

本議案は、共用給水装置を設置する集合住宅等の水道使用者に対する汚水量の算定に際し、水道使用水量との整合性を図るために条例を制定するものでございます。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第38号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、議案第38号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第11 議案第39号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第39号 財産の取得についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。徳永総務常任委員会副委員長、お願いをいたします。

○総務常任副委員長（徳永重遠君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員長報告をいたします。

なお、委員長が欠席のため、副委員長より報告いたします。

議案第39号 財産の取得について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告い

たします。

当委員会は、9月14日、北嶋消防長、宮本総務課長、金子警防課長、境予防課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において上津原委員長を除く委員5名の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、みやま市消防署及びみやま市消防団に配備する消防車両3台の購入に当たり、その予定価格が20,000千円以上となるため、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第39号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第39号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、議案第39号 財産の取得については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第12 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第40号 平成27年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。野田産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

それでは、早速報告いたします。

議案第40号 平成27年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について、産業建設常任委員会におきます審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月13日に、木下上下水道課長及び関係係長に出席を求めまして、委員全員の出席のもと、委員会を開催したところであります。

本議案は、平成27年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分についてです。

地方公営企業法第37条第2項の規定により、議会の議決を要するものであります。

利益剰余金の115,018,329円のうち、当年度純利益分58,816,721円が減債積立金に、そして、減債積立金を取り崩し、償還金に充てた分56,201,608円が資本金組み入れに予定されております。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第40号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。議案第40号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、議案第40号 平成27年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第41号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第41号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

ページ数でいきますと、議案第41号の一般会計補正予算（第2号）の14ページ、報償費、委託料という部分があると思います。3回しかできませんので、1回の中で幾つか入れさせていただきますけど、みやま市総合市民センターのあり方に対する提言書に、総合市民センターの整備計画を検討するに当たり、「施設の機能及び規模については、今後の市の文化芸術活動の拠点となる施設整備という観点から、優れた文化芸術や音楽が鑑賞できる規模のホールを有するものとします。」と提言されています。このすぐれた文化芸術等が鑑賞できる規模のホールについて、みやま市民約3万8,000人の中から、市長が委嘱する個人——公募も含みますが、適正数を予定すると聞いております。委嘱された20人に過重な責任を持たせることにはならないか。——この個人とあえて使っているのは総務委員会でも確認がありまして、私も全協の中で確認して、あくまでも、例えば、区長会長さんといっても個人という立場ですということは聞いております。そういう意味で個人という言葉を使わせていただきます。

②、市としてたたき台、または腹案的なものがあるか、お尋ねします。

なぜこういうことを聞くかということ、あり方検討委員会の第1回市長挨拶、この中で具体的な数字が出ておるわけなんですね、市長の言葉の中に。多分そこら辺の事務局の方は御存じだと思います。若干読めば、耐震構造が伴っていないということで公民館はどうするか——瀬高公民館ですね。高田にはまいピア、山川には山川市民センターという立派な施設がありま

すが、七、八百人規模の会合などが実施できないため、大きな事業は実施できない状況です
というような説明があつておるわけです。これがひとり歩きしよるんですよね、市長の真意
がどこにあるかというのは私はわかりません。事実ないからですね、そこはわかるんです
けど。そういう意味で、②の質問をしております。

以上、①、②について教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

今回、補正予算でお願いいたしております総合市民センター基本計画の検討委員会の件で
ございます。

今回、議員お話がございました、あり方検討委員会の提言を受けまして、施設の基本方針
でありますとか、建設地とか、規模、機能を記載いたしました基本計画を策定する予定とい
たしております。その基本計画を策定するに当たりまして、市民の方、それから各種団体の
代表の方に出ていただいて幅広い意見を聞きたいと思っております。過重な負担にならない
かというお話でございますけれども、委員会で提言をいただきまして最終的には市のほうで
基本計画を策定したいと思っております。その基本計画でもって予算審議等を通じて最終的
には議会の判断をいただくということでございます。委員さんにはいろいろ御苦勞をおかけ
するかもしれませんが、市民の方の幅広い意見を聞くという観点でお願いをしたいと思
っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目でございます。たたき台のようなものがあるかということでございますが、今回の
基本計画の検討委員会の中で、先ほど申し上げました委員会で幅広い意見をお聞きしたいと
まず思っております。ワークショップを開きましたり、機能や役割、どういう事業をしたい
かとか、幅広い意見を聞いて、その上で市とコンサルで協議いたしまして、たたき台のよう
なものをつくって委員会に御提案できたらというふうに考えております。ですから、現時点
に腹案というものがあるものではございません。

よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

今、企画財政課長が代表という言葉が使われたですよ、代表というのは重たい言葉なんです。これはもう、一回言うておると思うんですよ。代表である個人ですよ、そこはもう意思統一できておったはずと思うんですよ。市民はもう勘違いするんですよ、代表、代表というたら代表なんですよ。そこら辺は、もうこれは合意できておったと思うので、よろしくをお願いします。質問じゃないからですね。

あと1つその前に、今のことについて、要は委託業者、委員、市、この三者がうまく機能していかないといけないと思うんですよ、今の企画財政課長の言葉で。最終的には委員会の意見、個人の意見を受けてやっていくということで、市と委託業者がするという事ですから、十分そこら辺はいいものをできるように検討を、これは推移を認めていきます、最終的に私が同意するかは別物として。多分、大丈夫だろうとは思っておりますけど。

2回目の質問としては、委員会についてです。

あり方検討委員会は、平成27年12月25日から平成28年2月25日の2カ月間にたった5回の委員会で、なおかつ提言書を取りまとめる最終日に出席できない委員がいることを知りながら、事務局の方はその場で――私は傍聴しておったからわかっているんですけど、開催期日を変更、開催されました。傍聴者の中には、市は全体像を描いている、そのスケジュールにのせたいということを疑わざるを得ないと言っている方が多数、傍聴席で私、聞こえたんです。

このスケジュール的なもの、今ないとは言われたけど、再度聞きますけど、委員会の運営というのはそういうスケジュールを念頭に置いてあったんじゃないかというのが第1点。

それと、そういう傍聴者がおられたと、これは結構関心があると思うんですけど、傍聴者は結構多かったんじゃないかと、私も行ってですね。市が行うこの種の委員会とか審議会とかと比較して私は多かったんじゃないかと思うけど、その点、第2点として教えてください。

それと、最初のあり方検討委員会に、教育委員会のほうにみやま市公民館運営審議会委員という方がおられるんですけど、区長会としてある方が入っておったのは知っておるんですけど、多分ほかに入っていないと思うんですけど、その点はどういうふうなことになっているか、3点目をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

まずもって委員の選任の件ですけれども、今回も各団体の代表の方の個人の意見ということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、あり方検討委員会のスケジュールを変更した点でございます。委員会の最初の会議で計5回のスケジュールを御提案申し上げておったところでございます。その5回目の会議が、おっしゃったとおり、当初は2月26日を予定いたしておりました。ところが、その後3月議会の日程が決まりまして、2月26日に議運と全協が入りまして、そのせいで1日早めさせていただいたものでございます。26日を25日に1日早めさせていただきました。その結果、2名の方の委員がたしか御欠席になったのかなと思いますけれども、それにつきましては、前の委員会です承もいただいて変更はさせていただいたと思っています。当初から念頭に置いたスケジュールで勝手に進めたんじゃないかという御指摘ですけれども、たまたま議会の日程等で事務局の事務の都合もございまして、また、3月議会の前でございまして、そういうふうにさせていただいたわけでございます。

それから、傍聴者の件でございます。5回で47名おいでになりまして、大体1回当たり10名ずつほど傍聴いただいております。ほかの委員会から比べると格段に関心が高い委員会だったんだろうと思っております。

それから、委員の選任で公民館運営審議会の委員を選ばなかったという件でございますけれども、公民館運営審議会でございますが、社会教育法の規定に基づきまして市で組織するものでございまして、現行の委員さんの名簿を見ますと、ほとんど各種団体の代表の方で構成されているというふうに思っております。ですから、各種団体の代表の審議会の委員さんをまた委員に選ぶと重複してしまうというふうに考えまして、あり方検討委員会の中では特に公民館運営審議会という市の審議会からの選任はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

2カ月でたった5回しかないのに、多分、坂田企画財政課長はわかると思うけど、相当な金がかかるものを5回と。そして、最終日に予定が入ったから変えると、その中で貴重な人員が2名減ったところで最終のものが討議されたということですよ、これは事実として残ると思います。それ以上はまた別の機会で言わせてもらいます。

市民の関心は非常に強いと。大体あそこに行こうかという人自体が、行こうと思っておっても行かないと、だけど、行こうということで来てあるはずなんですよ。そこは強く受けとめてください。

それと、重複しないと。多分、区長会と副会長さんかな、それと審議会は重複していますよね。

もうそれだけで終わっておきます。ちょっと回答としてはどうかなどは思いますけれども、それは置いておきます。

それと、第3回目の質問としてさせていただきます。もう最後です。

今回の施設が文化ホール及び公民館の併用施設になるのか全然私はわかりませんが、公民館、文化ホール等について一番知見を持っているセクションは教育委員会であると思います。あり方会議の事務局には資料にも書いてありますけど、当該職員はいなかったと思います。事務局は教育委員会とどのような時期に何回ぐらいどのような内容で協議を行ったのか、教えてください。1点目です。

今回の基本計画委員会事務局には教育委員会の職員が入ると私は思いますが、それでよいのか、教えてください。2点目です。

瀬高公民館、山川市民センター、これはセンターだけです。公民館施設はたしかないと思いますけど、あったら言ってください。まいピア高田については、合併後、市はどのような位置づけで利用を促進してきたのか、3点目をお願いします。

今、1回目、2回目、そして3回目質問しております。それを踏まえて職務代理者の高野副市長にお願いしたいことがあります。貴重な税金を8,600千円今回使用することから意義ある委員会、基本計画になるように努力していただきたいと、これが第4番目です。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

あり方検討委員会で教育委員会とどう協議したかという御質問でございます。

あり方検討委員会につきましてでございますけれども、瀬高公民館の老朽化に当たりまして、総合的な市民センターのあり方を検討するということで委員会の予算をお願いして議決をいただいて策定したものでございます。御指摘のとおり、瀬高公民館に一番詳しいのは教

育委員会でございますけれども、あり方検討委員会につきまして、その時点で教育委員会と具体的な協議はほとんど行っておりません。事務局、企画財政課のほうでやらせていただいております。

今回御提案いたしております基本計画検討委員会でございます。今回につきましては、具体的な基本計画の策定に入ります。でありますことから、庁内で建設検討委員会のようなものをつくりたいと思っております。副市長、教育長をトップに、各部長、それから関係課の課長を含めて庁内で建設検討委員会をつかって、いろいろ庁内の意見をそこで取りまとめて委員会のほうにも御提案したいと思っております。教育委員会の意見も十分そこでお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

教育部長。

○教育部長（大津一義君）

3点目についてお答えをいたします。

合併を進めるに当たって3町で合併の協議会をつくっております、その中で議論を多分されておったと思いますけれども、今も同じですが、財産については、施設については合併後も有効活用を、これは費用対効果を見ながらということでありまして、既存施設は基本的に有効利用を図っていくという立場で教育委員会は臨んでおったと思います。

子細については社会教育課長のほうからお答えをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

社会教育課長。

○社会教育課長（野田圭一郎君）

瀬高公民館、市民センター、まいピア高田についての位置づけということの御質問のようでございますけれども、冒頭、末吉議員さんからもいろんな活動の拠点という言葉が出ましたけれども、まさしくこの3館につきましては、合併以前の旧町時代から地域町民の皆さんの知識や趣味、それから、文化芸術といった教養を高める活動の場、それから健康福祉の増進、地域交流といった日常生活に密着した活動が行われておりまして、合併後も引き続きそういった活動が行われているところでございます。

また、社会教育課でも各種の講座、教室、講演会等、教育学習の場として大いに活用しておりまして、このようなことから本市の公民館活動、生涯学習活動を初めとした社会教育

活動の拠点施設として位置づけをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

市長職務代理者。

○市長職務代理者（高野道生君）

ただいま末吉議員の1回目、2回目の質問に対して、私たちの答弁を総括いたしますけれども、ただいま申し上げましたように、まだまだ建設地、それから規模、それから施設の機能等を踏まえて白紙の状態でございます。委員会で答申を受けました後は、それを前提に検討していくことになろうかと思っておりますけれども、各団体、それから組織の幅広い意見をしっかりと聞いた上で投資対効果を見きわめて、議会の皆さんに諮って、そして最終的には決定をしたいということで考えるところでございます。

特に申し上げますんですが、初めから市長が委嘱をするんじゃないなくて、各団体、組織の中から推薦をいただくということになりますので、それは御承知おきをいただきたいと思っております。執行部のほうから各団体でどなた、どなた、どなたに委員として選出をしてくださいということは一切ございませんので、それはよろしくお願い申し上げます。

いずれにしても、答申を踏まえた形で検討していくことになりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

同じ項目でございます。企画費の部分で報償費です。お尋ねします。

まず、検討委員会ですね、基本計画検討委員会の報償費、何回されていつまでの予定であるのか。それと、委託のほうはいつからいつまでの工期なのか、お尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

御質問の基本計画検討委員会の件でございます。全部で6回の会議を予定いたしております。委員さん20名を予定しています。委員さん20名をお願いして、全体6回でございます。

スケジュールは10月から来年の3月までということで考えております。

それから、コンサルの委託、基本計画策定業務委託料もお願いをしているところでございますけれども、これも10月から3月の工期というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

そうしますと両方とも、委員会、委託並行してなされるということですが、今回の検討委員会をされているのが基本計画の検討委員会で、最終的には提言書が出されると思いますが、その途中の委員会の会議を踏まえて委託業者さんはそれを聞きながら計画を練っていかれると思いますが、逆に言いますと、今おっしゃいました検討委員会の6回で3月までというふうにされてありますが、提言書が出されて再度検討されて基本計画を業者さんが練られると思うんですよね。としますと、同時期に3月までということはありません。検討委員会の最終の提言書が出されて基本計画を委託業者さんがまとめられて出されると。それで、先ほどありました市と業者で基本計画については最終的に出されるということですから、それからしますとこれは当年度で委託業務を終わるものじゃないのかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

委員会のスケジュールと委託の業者の関係でございます。今、想定いたしております委員会のスケジュールでございますけれども、最初のほうにワークショップみたいなものをできないかと思っております。ワークショップの開催に当たっては、コンサルの知見をおかりしたいと。それから、2回目、3回目ぐらいの会議から、センターでどんな事業を実施したいのか、それから、必要な機能でありますとか広さでありますとか、そういった具体的なことを協議していただきたいと思っております。こういった協議の結果をコンサルに随時上げていながら、基本計画のたたき台、素案のようなものをコンサルと市のほうで作り上げて委員会にお返ししたいと思っております。委員会でもたその協議をいただいて、基本計画の提言案のようなものをまとめていただきたいと思っております。基本計画の提言を市のほ

うに、市長のほうに御提出いただいて、その案をもとに最終的には市で決定するというところでございますので、今想定いたしておりますスケジュールから申し上げますと、3月までで委託業務も完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

確かに今おっしゃったように前もってお互いの意見交換ということはわかるんですが、検討委員会、いろんな方の意見を聞いて、よりよい建設計画をというふうにされてあると思いますが、先ほども言いますように、基本計画の業務委託の方は、この検討委員会だけの業務委託じゃないと思うんですね。さっきおっしゃった幅広く、今までもありましたが、幅広くという中で基本計画を策定されるというふうに思いますが、この検討委員会だけの業務委託じゃないというふうに私は思っております。幅広い考え方で基本計画は立てるべきと思いますので、そうしますと、この検討委員会が同時期の3月という中でいきますと、逆に言うと、もうこの業務委託のほうは重視されるようなことがないようにしていかないと、工期が3月までですから、検討委員会が提言書を出されましたからこれでまとめますということじゃなくして、やはりこれは大きな事業になってくると思います、構想もですね。そういった分からすれば、この業務委託のほうは幅広いところからの意見も聞かれてされていけば、この3月で果たして終わるのかなど。この3月でということであれば、もう決まったようなことを出されるような気がする懸念もあります。じゃなくて、市民の方、多くの方、検討委員会代表の方ということで、代表者の意見ということですが、この業務委託については、それを踏まえていろんな意見も聞いていただいた中で基本計画を策定していただきたいというふうに考えております。からすれば、これが3月まではできるのかと思いますので、今年度補正で上がっておりますので、その時期とかにつきましては、これが継続したいと、しなきゃいけないという結論をもとに考えたら、3月のほうでまた出していただきたいと思えます。余り急がないで十分検討されてこの基本計画は練っていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（牛嶋利三君）

答弁要りませんか。（「いや、意見だけ下さい」と呼ぶ者あり）企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

今、議員御指摘の、提言書で成案をいただいた後の市民の方の意見の反映の仕方でございますけれども、今のところ、いただいた意見をまた市で練りまして、あわせてパブリックコメントにかけたいと思っております。市民の方のいろいろな御意見を反映させていって、最終的にまた業者の意見を聞きながら、基本計画として年度内いっぱい今のところ考えております。

ただ、御指摘のとおり、間に合わない事態も想定された場合には、繰り越し等で考えさせていただきますと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

同じく企画事務費の中の報償費並びに委託料について、お伺いいたします。

公共施設等総合管理計画というものが出ておりましたね、そのためには固定資産税台帳を28年度中に取りまとめるということでございました。先ほど、市民センター基本計画では機能なり広さ、そういうものも計画をしていくということでございましたけれども、固定資産の台帳を28年度に取りまとめるということで、まだ取りまとめは終わっていないと思いますけれども、その後の基本計画策定でよかったのではないかと思います。公共施設等総合管理計画並びに固定資産税台帳の取りまとめ、そういう部分から基本計画策定業務委託料の8,000千円どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

議員御指摘の公共施設等総合管理計画のただいまの進行状況でございますけれども、平成27年、平成28年でまず固定資産台帳の作成を、予算をいただいて今作業中でございます。間もなく固定資産台帳のほうは作業が完了いたしまして、28年度末までには、議員おっしゃるような公共施設等総合管理計画を市のほうで策定いたしまして議会にも報告したいと思っております。

公共施設等総合管理計画のそもそもの意味でございますけれども、平成26年、おととしに

なりますが、総務大臣の通知で全国の団体がつくるようにというふうな指導を受けておるものでございまして、その中では人口減少によって公共施設の利用状況が変化していくだろうと。だから、いろんな各団体も更新するとか、長寿命化するとか統廃合するとか、基本的な方針を示しなさいというふうなものが公共施設等総合管理計画でございます。ですから、個別の施設を統合するとか、新しく建設するとか、個別な計画を立てるものじゃございませんで、大まかな将来のまちづくりに対する基本的な方針をお示しするものでございまして、今回お願いをいたしております総合市民センターの基本計画の策定とはちょっと一線を画すといえますか、別なものだろうというふうに私どもは考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

それこそ公共施設、総合的なものとおっしゃいますけれども、個別なものが全部含まれていて総合的なものが成り立つものだと思っております。その個別なものを今やっておられる。それはやっぱり総合的なものができ上がってからでないとは私は基本計画検討委員会の開催なんかも、まだ台帳が平成28年の末にでき上がると、それと同時進行ではおかしいんじゃないかと思いますが、その点についてよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

公共施設等総合管理計画の先進市の内容の例でございますけれども、まず、公共施設の現状と課題を報告いたします。これは固定資産台帳策定の中でわかるわけでございます。それから、人口の現状と課題でありますとか、財政の現状と課題を分析した上で将来負担のコストの課題とかいうのを御報告申し上げます。

公共施設の将来負担でありますとか、建てかえた場合の将来負担でありますとか、維持管理の将来の負担、そういったものを課題としてまとめた上で適正管理に関する考え方というふうなものを基本的な考え方をお示するというふうに思っております。まずその作業をやってから基本計画をつくるべきじゃないかという御意見もございましょうけれども、平成28年度末までにはあわせてどちらも、基本計画も公共施設等総合管理計画も策定する予定に

いたしておりますので、その方向でぜひ御理解賜りたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

先ほど課題をおっしゃいましたね、いろいろ公共施設等総合管理計画がなぜ出されたかというその課題を出されました。それはやはり人口が減少していく、これから先のことを見据えて行政はやっていきなさいという戒めだと思っております。ぜひその旨を忘れないで、そして、やはり私はこの検討委員会というのは総合施設等管理計画ができてからで、全体を見回してからでいいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

答弁は。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

公共施設等総合管理計画は平成28年度末までにお示しをすることといたしておりますので、これからまとめます公共施設等総合管理計画の趣旨と、その基本計画の趣旨が極端に違うようであれば大きな問題であろうかと思えますけれども、基本計画を策定する上で公共施設等総合管理計画の趣旨を踏まえるような方向で、同時作業で進めさせていただきたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

この議案第41号に関しては、ただいま質疑中でございますけれども、ここで暫時休憩を入れます。

午前10時32分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

議案第41号の質疑を展開中でございますが、ほかに質疑ございませんか。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

これは目ごとに質問してよかったんですかね、目が違うとですね。

○議長（牛嶋利三君）

はい。

○10番（瀬口 健君） 続

今、総合市民センターの件でいろいろありよりますが、前回もちょっと総務委員会のときに発言させていただいておりますが、高田町のほうの住民には非常に根強い反対があるということ。その理由としましては、3町が合併して、ようやくまいピア高田を多く利用するようになったにもかかわらず、今度、瀬高のほう、規模次第ではございますけれども、3町が合併して1つの市として動き出したにもかかわらず、その建設のいかんによっては3町がまたばらばらになりゃせんかというようなことが一つあるようでございます。

それと、せっかくみやま市の高田地域中心市街地がようやく着工をし始めたさなか、また、瀬高のほうが中心地になってしまいはせんかというような心配があるようでございますので、一言申し添えておきます。

私が質問いたすのは、8款、土木費、21ページですね。これの30,000千円の補正でございます。補正を組んで老朽化した舗装をし直すというようなことでございまして、非常にこれ反対という言葉、そういうことで申し上げるわけじゃありませんが、非常に喜ばしいことだということを前置きしておきます。

ただ、平成27年度予算、これは骨格予算だったと思うんですが、74,000千円に対して補正が42,000千円、合計の117,000千円ぐらいだったんですが、今度は補正を入れて139,000千円と。この平成27年度の117,400千円の予算から不用額が5,340千円も出ておるんですよ。そういう中で、今言いましたように、この30,000千円を補正して年度内にできるんですかというようなことでございます。これよりも少ない予算の中で、117,000千円の予算の中で、不用額を前年度は5,300千円も出しておるんですよ。それで、この件についても一般質問の中でも私を含めて数名の議員さん方が生活道路の整備を急いでくれと数度にわたって要望をされておりますけれども、反応がそういうときには鈍かったようでございますが、今回30,000千円の補正を組んだということ、急にこういうことをされたというのがなぜかというのをひとつ伺いたい。年度内にこういうふうなことを30,000千円組んでできるのかということと早急にしたい理由、これですね。また、今、一般質問の中でも発言したということで、これは個人的な職員さんの意見かもしれませんが、予算をどう多くとって今的人数では仕

事量が決まっておりますということで今までは申し上げられてきておるわけです。そういう中で、予算を余計取ってやろうやろうとしたって、残業が多くなればまた別ですが、残業とかを考えずにこういうことはされるのかどうかという、その人員との兼ね合い、これをどう思っているのか。これ根本には、今さっき言ったように、平成27年度110,000千円ぐらいの予算で5,000千円ぐらいの不用額が出ておるといことが大もとになっておるわけです。

それと、これは区長からの申し入れ箇所かどうかということ。それと、区長さんからの申し入れやったらば、3町合併以前からの申し入れ事項が今まで二百何十カ所まだ多分あると思うんですが、そういう中で、今度指定するのはどこを——区長さんからの申し入れということで今うなずいてありますので、そういうのが何年に申請をされた分か、そして、どこをやるのかというのを教えていただきたい、これが1つでございます。それくらいで、ちょっと第1問目はお願いしたいと思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設都市部長。

○建設都市部長（松尾正春君）

今回、市内一円の舗装補修工事ということで30,000千円の補正をお願いしております。

現在、当初予算で64,000千円、これは維持工事費ですけれども、64,000千円の工事費を予算組んでいただいておりますけれども、そのうち現在もう9割方、59,000千円程度発注をしております。市内一円というのは、区長さん方から、道路の穴ほげとか、そういう面について、その都度地元のほうから御要望をいただいております。私たちも要望については、これが遅くなりますと、けがとか事故の原因になりますので、早急に対策を講じたいということで、既にもう9割方予算執行をしておりますので、30,000千円の工事費の予算の補正をお願いしているところであります。

人員的には現在、道路係7名おりますけれども、みんな精いっぱい努力してやっておりますし、今回また6月の豪雨によって災害の補正も出ささせていただいております。昨年度につきましては、執行残というか、不用額が5,346千円ということですが、このほとんどが委託料の3,632千円ということで、工事についてはできるだけ修繕とかさせていただいているということですが、770千円程度不用額は発生している状況です。30,000千円については、地元の要望に早急に答えるべく、今回、補正予算をお願いしているところであります。よろしくお願いたします。（発言する者あり）済みません、場所については限って

いません。市内一円で道路の延長が1,000キロほどありますので、その中で区長さん方から、この道、この部分が傷んでいるよということで随時上げていただいておりますので、その分についての舗装でありますので、箇所については市内一円の道路ということになっておりますので、よろしく御理解をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

しかし、30,000千円という、そんなら根拠が何か、今年度30,000千円ぐらいやったらできるだろうという推測のもとで30,000千円上げてあっちゅうことですたいね、今の答えはね。どことかはわかりませんから。そういうことでしょう。——いやいや、もうよかです、まだ私は言わにゃいかんけん。今の話を聞きよるげっと、そういうことで、どどこに限っておりませんというけんね。

そしたら、もう1つ言いますが、これは申請が古かほうからやっておっでしょうけんね。最近になってぽんと申請してきたとば先にやるということじゃなかでしょう。こればひとつはっきりしてください。

今さっきも言いましたように、以前からずっとこの件については再三一般質問でも早急してくれんかということをお願いしてきたわけですよ、私に限らずほかの議員さんも。数名ね。その中でも反応が鈍くて、全くこういう措置をとってなかつですたいね。特別に舗装で30,000千円も補正を組むということは今度初めてでしょうが。それで、もう64,000千円のうち9割方は発注をしておるということですけど、それはもうよかですけどね。古いところからやっていただくというのをはっきりしていただかんと、それを緊急性があるとか、そういうことをしていただかんといけないということ、ちょっと考え方を聞きたいということです。

それと、これは代理者に聞きたいんですが、これは8款の2項3目に該当するかどうかわかりませんので、ちょっと聞きますが、道路新設改良費というのがあるですたいね。そういうのとこれと、はっきり見ればわかるんですけど、これは補正を組んでまでやるについては、道路舗装とかやなくて、今、非常にクローズアップされてきております、もう全国の自治体がいろんな政策を立てております、人口減少に歯どめということで策を凝らして今してあるわけですよ。そういう中で、これもまたいろいろ申し上げてきましたが、市街化区域におい

て、道路が4メートルに満たない。ただ、あと何十センチあれば家が建てられますというところ、これによって一戸建てやったら4軒も5軒も建てられます、アパートやったら8軒から10軒分が建てられます、こういうことのほうに、この舗装のほうもよかですけど、そういうふうにもうちょっと金を使っただけというような考え方はなかでしょうか、これはトップの副市長、市長代理者のほうに考え方を聞きたいんですが、今さっきのことと含めてお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者。

○市長職務代理者（高野道生君）

具体的なことについてちょっとお答えできませんので、いずれゆっくりとお話をさせていただいて、どの箇所を指して言っておられるのか、そこら辺を教えていただければと思っておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設都市部長。

○建設都市部長（松尾正春君）

今、瀬口議員さんのほうから、古いとから先にすべきじゃないかという意見もいただいております。私たち今度30,000千円補正しておるのは、あくまで舗裝修繕ということで、区長さん方から、地元のほうから依頼があった場合は、現地を確認して、これは危ないから先にせにゃいかんとか、いろいろ現地のほうを確認させていただいて発注をするようにしておりますので、古い新しいじゃなくて、現地の状況で判断して発注をしている状況であります。

先ほど、道路の市街化区域内の4メートルに足りない道路をするべきじゃないかというお話ですけども、私たちとしては、地元のほうから御要望をいただいて、その中で用地買収の協力をいたしますよということにいただいている分について積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

今おっしゃりよりも、危険なところがあればとか何のかんと言われよりも、一番そういうところが区長さん同士がトラブルになつとですよ。私があればよりかまだ5年も前

から申し込んでおると、それを何でこのごろ急に申し込んでからせやんかんもと、そういう声が届いておるのか、届いておらんのか知りませんが、そういうのをちゃんとやってくださいよ。そしたらもうこんな30,000千円といわん、50,000千円でん60,000千円でん補正を組んでもらうてよかやなかですか。今言いましたように、3町合併前の工事というのは多分まだ二百何十カ所、300カ所ぐらい残っておるでしょう。あそこに課長が来ておるけんが、後でその数字は言いなはっじゃろうばってん。

それから、代理者のほうから、どういう場所かというようなことをおっしゃいましたが、具体的にとおっしゃいましたが、これは具体的にどの場所じゃなくて、一般質問でも何遍もこれ、言っておりますよね。市街化区域、最初のころで線引き撤廃、こういう県が許さん中の一つの理由として、市街化区域内の人口が少ないじゃないかというのが1つなんです。だから、ここに住めるような道路をやってくださいというようなことで再三申し上げてきておりますので、どこどこというようなことじゃなくて、こういう政策をしていかにやいかんというのじゃないでしょうかというのを申し上げておるんですね。人口減少対策ですね。

そしてもう1つは、4メートル道路で、今、市は5メートル道路をつくりよりますと、無理なこつばかり言うたっちゃですね、土地ば購入せろて言うたっちゃ、購入されんなら4メートル以上あれば大体よかでしょう。無理なこつばかり言うけんが、5メートル、あと1メートルが買えんから断念してあるところが多かつですたい。そういうとも地域地域ではちゃんと臨機応変に——ほんなこてこのまちが、このみやま市が人口減少が著しい中で、もうちょっと流出をとめる策、今さっきも言いましたが、いろいろどこでんやりよつですたい。そいけん、こういう道路をして、なら家建てるなら条件つけさせてくださいよと、市外から入ってくるということで条件つけさせてくださいよとか、いろんな条件をつけたっていいと思いますので、そういう方向にもぜひ、今だからこそ目を向けてしっかりとやっていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか、代理者。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者。

○市長職務代理者（高野道生君）

貴重な御提言をいただきました。ぜひ所管のほうと話をして取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

14ページの総務費の企画費なんですけど、市民センターですね。私の所管の案件ではありまして、委員会の中でも幾つか質問させていただきましたが、委員会時には高野職務代理者がいらっしやいませんでしたので、ここで質問させていただきたいと思います。

この基本計画の中で、計画地や施設の規模や機能をまとめるとされております。先ほどの御答弁の中や委員会の中でも、パブリックコメント——市民の声は、委員会基本計画がある程度まとまった後に行うという御答弁をいただきました。しかし、20人の委員会メンバーだけでなく、計画をもう検討する段階から、やはりより多くの市民の声を聞くための手段を考えていっしやらないのかを伺いたいと思います。8,000千円の予算を使って委託業者をより有効に使うためにも、また、検討委員会の委員の皆さんの判断材料や判断基準となるための基礎資料となるためにも、市民アンケートなどをこの委員会の進行と同時進行で実施したほうがよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか、職務代理者にお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者。

○市長職務代理者（高野道生君）

貴重な御提言だと思っております。できるだけそういう方向で、各団体、組織、一般の市民の皆さんの幅広い意見を聞くということではいいことだと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

この検討委員会をより有意義なものにするためにも、市民アンケートを委員会の皆さんに提示していくということは大事なことになっていくと思いますので、ぜひ実施していただきたいと思います。

また、この市民センターというのは、多くの市民が使用するであろう施設であり、また、大きな予算、そして、将来の負担も伴う施設であります。今後は、より多くの市民に関心を

持ってもらうことが大切になると思います。先ほど言いました市民アンケートのほかにも、検討委員会への傍聴への呼びかけ、検討委員以外の市民と一緒に考えるワークショップの開催、会議後の報告、議事録だけではない、ニュースレターなどのわかりやすい情報公開を行っていただき、計画の段階から多くの市民の意見を吸い上げる機会をつくって、市民から不満を持たれない提言書となることを要望して、最後、市長職務代理者の答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者。

○市長職務代理者（高野道生君）

本当に貴重な御意見ありがとうございます。

私が1つだけお願いしたいと思っているのが、各団体、組織の方に選任をいただくわけですが、その代表者の方が委員会に参加していただきますね。そのときはその組織とか団体の御意向を踏まえた形の意見集約をしていただいて出席をしていただければなと思っているんですけども、先ほども末吉議員がおっしゃったとおり、各団体、組織の方は、やっぱり個人の意見を述べられているのが実態でございますので、そういうことで、例えば商工会の団体の方が選任いただいて市長が委嘱をしたと。その委員の方は、商工会の意見を取りまとめた形でその委員会に出席をしていただくと、そういうふうな形の委員会が開催されればいいのじゃないかなと常々思っているところでございますので、そういうことも踏まえて、委員の皆さん方にはお願いをしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

ありがとうございます。

では、最後になりますが、先ほど職務代理者が、なるべく取りまとめて参加していただきたいという要望を出すということでしたが、それは第1回目の委員会の中で、そういったことをある程度義務づけるというか、意識づけをされるということでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者。

○市長職務代理者（高野道生君）

ぜひそういうお願いをしたいと思っておりますけれども、ただ難しいのは、各組織団体から選任をいただいた方については組織団体の方が全権委任というような形で出席されることも考えられますので、非常に難しいのは難しいんですけれども、努力はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

18ページ、埋立処分費についてお伺いをします。

最終処分場整備地域振興補助金30,000千円について詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

それでは、詳細については担当課長の松尾のほうから答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋利三君）

松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

それでは、最終処分場の関係について、詳細について御説明したいと思います。

まず、最終処分場につきましては、1期目の工事の分があと数年でもう終わるということになっておりましたので、まず、1期目の工事のかさ上げ工事を地元の方とお話し合いを進めてまいりました。それとあわせて、将来の2期工事のことも話し合いをしてまいりまして、あわせて、今、柳川市とみやま市の共同で新しい焼却場をつくっていくということで、その件もありましたので、あわせてそのようなことを地元の方としっかり話し合いをやってきた経過があります。

その中で、まず、1期工事のかさ上げを同意いただきまして、今工事が終わっております。それで、今後、そのかさ上げ工事も8年程度でいっぱいになりますので、2期工事の工事開始等について話し合いをしていきまして、今回、補正予算でお願いしておりますように、

30,000千円の地域の振興のための補助金を計上しております。

中身といたしましては、まず、農業水利施設保全合理化事業といいまして、簡単に申し上げますと、昭和開の干拓内のパイプラインを、今、普通の用水路で入れてある分をパイプラインにしていこうというふうな事業が進められておりまして、この事業が約10億円の事業がっております。この10億円で地元の土地改良区負担が20%ということになっておりまして、半分は市からも補助を出していきますが、10%の地元負担がある、この分についての補助をまずやっていくということで、対象の組合員といたしましては高田町の方がほとんどでありますけど、大牟田の方が若干2名ほどいらっしゃるということでもありますけれども、高田町の方のためにぜひこれをやっていこうということで考えております。

もう1点が、昭和開の公民館というのが平成10年に建設をされておりますけれども、老朽化が若干進んでいる分があるということで、外壁の塗装とか屋根の塗装などの補助をやっていくということで、総額30,000千円の補助をやっていくということで地元の方とお話し合いを進めておりますので、この予算をお願いしているところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

そしたら、今、柳川との合同焼却場、それができ上がっても、この焼却埋立地は合同の埋立地として使っていくということでしょうかね。私はちょっと検討委員会に入っておりませんので、わからなくて、ちょっとお聞きします。

それから、これは今回限りで終わるとでしょうかね。また、柳川市さんと合同でこの埋立処分場を使うということになったときは、当然、柳川市さんも今度は出すようになるかもしれませんが、将来もこの地域振興補助金というのは出していかれるのかどうか。

それと、こういうふうなところで、地元の地域振興基金というのは、補助をするかせんかというのは、どういうところで区別をしてあつとじゃいろですね。これはよかつじゃなかやあかち言うても全く受け付けられん場合もあるし、ほお、ああいうところにも補助金の来るぞなというようなこともあるし、何か取り決めが、庁内の規定か何かあつとか何か、それを教えていただきたいというふうに思っております。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

それでは、お答えします。

まず、最後に質問のありました、どういったところにこういった地域振興補助金的な地元対策費を出すのかということですが、基本的に規定というのはございません。ただ、火葬場、あるいはごみ焼却場、それから、最終処分場、それからし尿処理場、そういった、いわゆる一般的に迷惑施設と言われているような施設に対してこれまで出してきた経過がございます。ただ、そういったことで基準を担当部としては考えております。規定はございません。

次に、今後2期工事をする最終処分場については、柳川市と合同で埋め立てていくのかということですが、これは先ほど課長が答弁しましたように、一緒に焼却場をつくるわけでございますので、そこで出た灰を埋め立てていくということになります。ただし、本来ならば、そういったところから搬出される灰、最終処分場については、組合で整備をするという考え方も1つございます。ただ、これを地元、昭和開地区と協議をする中で、地元からの要望として、一部事務組合ではなく市が今までどおり管理をして整備をやってくれという強い要望がございました。これはどういったことかといいますと、第1期の工事をする際に、やっぱり一部事務組合であったというところでなかなか相手側が見えないというところ、それから、今回市が管理をしていってくれている経過の中で、地元と大変意思疎通が図られてきているという面もございまして、安心感を持たれていたということでございます。それで今後も第2期工事についても市が整備をして、その整備費用の一部については柳川市も当然、焼却灰を搬入するわけでございますので、その搬入をする際の処分委託料という中で柳川市の負担を求めているというふうに思います。その負担の委託料の積算根拠の中に、当然、2期工事の工事費であったり、あるいは今回のこういった地元対策振興費的な部分も含めて、単価については検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、先ほど課長も言いましたように、今回、面的には昭和開地区のパイプラインの工事、それとかさ上げですね、一部農地が低いところがございますので、農地のかさ上げ等も実施されます。場所は全てみやま市内の昭和開地内というふうなところになっておりますので、今回それに振興策として支援をしたらいいだろうというふうに考えたところです。

また、今回この事業については、先ほど地元土地改良区の負担がありますが、これは土地改良の基金を一部充当されるというふうに聞いております。その基金は、大牟田の市民の農

家の方も一緒に蓄えられた基金として土地改良区が扱っている部分でございます。その部分も、今回、高田地区の工事のほうに充てるといふような判断もされておりますので、適切だと判断しているところでございますので、御了解をいただきたいと思ます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

今までも、し尿処理施設とか焼却場があつて、その付近にも現在のような地域振興費というのは出よつとかどげんかですね。こういったものが永久にやっていたかということになると相当な金額になるなというようなことにはなりますが、細部にわたってはまたちょっとお聞きしますけど、今言いました現在の、いわゆる迷惑施設、これは今後何が迷惑施設になっていくかようわかりませんが、火葬場にしたり、美術館じゃいろいろそういうふうなところで、地元の方たちが本当に遊びに帰ってくるような施設ばかりになっておりますが、こういったものが迷惑施設に入るのか入らんのかとか、いろいろな議論が必要になってくるでしょうけれども、今までできておつた、今おつちやつた迷惑施設には今でもまだそういう地域振興補助金というのはやつてあるのかどうか、そして、それはずっとまた今後も続くのかどうか、教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

現在、いろんな施設に対して補助金を出しているのかといいますと、今度新たに一部事務組合でつくります火葬場、それから、柳川市につくりますごみ焼却場については組合のほうで議論をされているところですが、一定の支援策は出されるというふうになっております。

それから、最終処分場については、今回この出した分で補正予算をお願いしている件で一応終わりというふうには考えているところでございます。

将来的にどうかというふうにお尋ねですけれども、大体これが、施設が15年から20年、長いやつでは30年程度、新たになつた場合、更新の時期を迎えてきます。やっぱりそのときの情勢というものはあると思ますので、ちょっとそのときのことについてはお答えがしかねるところでございますので、御理解をいただきたいと思ます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。松尾環境衛生課長。

○環境衛生課長（松尾和久君）

お答えします。

先ほど部長が申しあげましたが、今、環境衛生課で整備をやっている部分が4つあります。さっき申しあげましたように、有明生活環境施設組合という柳川とみやまのほうでやっているやつが新火葬場と新焼却場なわけですね。それにつきましては、一部事務組合のほうで両者が話し合いをしながら、地元の振興策を一部事務組合議会のほうを通じる話し合いながらやっています。

あと、みやま市でやっているものとして、最終処分場のかさ上げ工事と南部小跡地のバイオマスセンターがあります。

バイオマスセンターにつきましては、議会の全員協議会等でしておりますけれども、地元の行政区のほうに公民館の補助とか圃場整備の補助等をやっていくということでお話をしている分で、きょうの補正予算でお願いしております最終処分場のかさ上げ工事につきましては、今回30,000千円ということで、パイプライン工事と公民館の補助と。（「今現在の施設」と呼ぶ者あり）現在の清掃センターですね、ごみ焼却場のほうでは、当初建設時に払った分以外に地元の方の御迷惑かけているということで、5年に1回ごみ袋の補助をやっておるとい分、それ以外は全ての施設で、もう建設当時しか補助はやらないという感じで進んでおります。（「し尿処理施設は」と呼ぶ者あり）それ以外は特にありませんので、以上です。（「し尿処理場は。なか」と呼ぶ者あり）要するに、地元のですね、例えば、振興策というかどうかはまた別として、例えば、公民館で説明するときの公民館使用料をうちが支払うとか、消耗品的なものを一部補助はし尿処理場でもやっておりますけれども、迷惑料として捉えるかどうかについては、ちょっといろいろ議論があるのではないかと私は思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

今の答弁ですが、し尿処理場にはそういった手だてはされていないと思いますが、明確に言ってください。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

し尿処理場に対しては、一番最初に建設当時に、額はちょっと記憶にございませんけれども、こういった形の今御提案しているような内容の振興策はあったと思いますが、現在はなと思いますというか、ごみ袋的なやつをやっていることでもないし、ございません。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

いいですか。

ほかにございませんか。5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

19ページ、農業振興費、女性農業者の活躍促進事業補助金の中で、1号スモモという説明がございましたが、どういう品物か、どういう単位で幾らぐらいで販売経路はどういうことを考えてあるのかをお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

○農林水産課長（木村勝幸君）

女性農業者の活躍促進事業補助金の内容でございますが、これは県の事業でございます、県の内示を受けて、今回新たに2事業の補正をお願いしたところでございます。

2件の申請がありまして、1号に関しては、ドライフルーツ用の乾燥機の整備、あるいはスチームコンベクションオーブン、そういったものの購入の助成でございます。

もう1件のほうは、スモモを中心としましたぼたもち、あるいはスモモジャム、そういったものの加工に必要な冷凍庫、スチームコンベクションオーブンを整備するということで、それに対する助成を考えているところでございまして、販路とか販売単価とか、そういったところについては、こちらのほうが特段関知しているものではございません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

じゃ、担当課としての支援は何か考えてありますか。

○議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

○農林水産課長（木村勝幸君）

現在、加工グループ、何グループかございますが、そういったところと同様の支援というか、内容になると思いますけれども、県とかのそういういろんな加工グループの研修会とか、そういったものがございますが、そういったやつの情報提供とかいう形で、やはり側面的な支援になると今のところは考えているところです。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。議案第41号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第41号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は原案どおり可決をされました。

日程第14 議案第42号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第42号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第42号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第42号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第42号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第15 議案第43号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第43号 財産の取得についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。野田産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

それでは、報告いたします。

議案第43号 財産の取得についてでございます。産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月13日に富重環境経済部長、松尾商工観光課長及び松尾商工観光係長に出席を求めまして、委員全員の出席のもとに委員会を開催いたしました。

本議案は、雇用促進住宅、山川宿舎でございますが——の建物を購入するに当たりまして、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（第3条）の規定によりまして議会の議決を要するものであります。当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第43号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第43号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号 財産の取得につきましては委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第16 議案第44号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第44号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を

求めてまいります。引き続き、野田産業建設常任委員会委員長、よろしく申し上げます。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

それでは、報告させていただきます。

議案第44号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、産業建設常任委員会におけます審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月13日に、松尾建設都市部長、櫻木都市計画課長及び関係係長等に出席を求めまして、委員全員の出席のもとに委員会を開催いたしました。

本議案は、議案第43号で議決しました雇用促進住宅、いわゆる山川宿舍の購入に伴い、施設の設置及び管理について、新たに条例を制定するものでございます。

その中で、家賃につきましては、現在の雇用促進住宅山川宿舍の家賃を基準といたしまして、階層ごとに設定されております。

委員会での質疑におきましては、定住促進の観点から、入居の見込みや民間の賃貸住宅とのバランス等を考慮し、家賃の見直しの検討が必要との意見がありました。これに対しましては、今後、執行部として十分検討していくとの前向きな回答がありました。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会におけます審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

定住促進住宅については、満室状態になることを望んでおるところでありますので、私も一応現地調査には出向かせていただきましたけれども、審議についてちょっと傍聴ができませんでしたので、さっき家賃については審議があったということでしたけれども、どういう審議がなされたのか、そこら辺もう少し詳しく説明願えますでしょうか。

それから、駐車場のことは何もなかったのか、重ねてお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

野田産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

家賃のことにつきましては随分詳しく質問がなされたわけでございますが、基本的な現在

の山川宿舎、雇用促進住宅ですね、その家賃が1年から2年未満の場合は幾らとか、それから、三、四年入居者は幾らとか、それ以後の幾らとか、そういう資料をいただきまして、そして、執行部の原案の基準としましては、雇用促進住宅の3年から4年目に入っている方が35,300円という金額が定められております。そういったことを、35,300円を基準にしながら、5階層、いわゆる1階から5階までの5階層に分けてあります。そして、1階が35千円を出発いたしまして、そして2階目には34,500円、それから3階には34千円、4階には33千円、そして5階に32千円という、だんだん安くなっているわけでございます。そして、平均しましたらば33,700円ということで相なるわけでございますが、それともう一つは、比較としましては、大川市のほうが雇用促進住宅を、また定住住宅のほうに使ってあります。それもまた参考にされまして、大川市の場合は、ちょっと建設年度がもう早くなっておりますので、古くなっておるということで、大川の場合は31千円ということでございますが、みやまの場合は新しいからということ、基準を35,300円のほうを捉えながらされておったわけでございます。

それから、駐車場の件でございますけれども、駐車場の件については、私たちも委員全員が現地を見学させていただいて、かなり駐車場は確保されておったんですけれども、何かまだ住宅地内に随分余裕があるようでございますから、そこいらの活用も議論がされたわけでございます。今後、入居者の利便性を図るように執行部のほうも検討されるということをお聞きいたしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと古賀議員、議長としてちょっと整理させていただくけど、この議案第44号というのは、提案理由説明の中で、これは9月6日だったと思いますが、追加議案として第43号、第44号が上程されました。当然この提案理由説明の中でしっかり説明いただく、そして、不足した部分については、3回までの各議員さんから質問を受けておるわけですね。古賀議員はちなみに2回質問をやっていただいております。3回までの余裕があるのにしていないとですよ。そしてこれ、各常任委員会に付託を、産業建設常任委員会に付託をしておるわけですね。これはもう皆さんの一致した了解いただいたの付託をかかっております。野田委員長さん、今、第43号、第44号に関しての経過と結果の説明というようなことですね。ですから、特にこの第44号は、もう御案内のとおり、条例制定するというようなことで、この件に

かかわる可決を第43号はいただきました。このことによって取得をやる、そして、条例を、この第44号を可決承認いただいたら、これから執行部が執行に当たっての経緯をたどっていくわけですね。ですから、そこもとの踏み込んだ質疑にならないような質疑をやっていただきたい。

特に野田委員長としては、今までの経過、駐車場も含めた質疑に関しては、執行部のほうからもう既に地権者のほうへ赴いていただいて相談をしてあるというような説明もあったかと思います。ですから、その辺十分加味しながら質疑を行ってください。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

それで私としては、各委員さんからどういう審議がなされたのかを聞いておるだけでございますが。審議の内容を、各委員からの。

○議長（牛嶋利三君）

野田産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

一番中心になったとはやっぱり家賃でございました。定住住宅だから、定住されるような家賃の相当にすべきじゃないかという考え方でございます。それについては、執行部のほうはそれなりに御配慮されたということで、現在の入居者の家賃よりもある程度低目なところで算定されて階層ごとに出されたということ。

それから、これからの改造あたりがどういうふうにされるのかということでも議論されたわけですが、これについては、本条例が可決されて、その状況というやつは、入居募集とか、これをしっかりやらなくちゃいかんし、入居募集とか、それから、反面こういった議論もあったんですが、定住住宅の趣旨はわかるけれども、もう1つは、民間住宅の家賃に圧迫をしないような、そこいらのまた配慮をすべきじゃないかということで、今さっき申し上げましたように、民間住宅とのバランスの関係も考えてくれということも、また委員のほうから御指摘もいただいたところでございます。そういったところで議論を進めておりました。

それともう1点重要なところは、この雇用促進住宅を財産取得したわけですが、財産取得した条件に、先方のほうからの契約条件には、この10年間は一部取り壊しとか、そ

ういったこと、それから、現在入居されている方は必ず確保したいということ、そういったことの入居条件も、ここの中でも執行部のほうから御説明いただいて納得したわけでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

今の委員長のお答えでは、ほかの委員さんからの審議については、一般住宅を配慮した家賃にすべきだということ以外にはなかったということでしょうかね。

○議長（牛嶋利三君）

産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

基本は定住住宅の趣旨をよく踏まえて、もうちょっと低額にならんのかという意見も強かったわけです。しかし、一方は、またほかの見方をされて、他の委員さんからは、これはやっぱり民間住宅との整合性もあるから、それが余り定住を安くすれば、こちらのほうに周知をされて民間住宅が空き巣になるようなことじゃちょっといかんという意味合いから、バランスも考えておかなくちゃならないんじゃないかということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

この条例案の第13条になりますけれども、今ちょっとお話出ております家賃の件で、家賃及び共益費ですね、規定がございます。家賃及び共益費については、執行部の回答として、検討するというような回答があったというふうな、今、委員長報告であったと思いますけど、第13条を見てみると、変更のところ、第13条の第2項で、(1)、(2)とありますが、(1)は、土地価格、物価及び経済情勢並びに市財政状況の変動に伴い、変更をする必要があると認めるとき、それから(2)で、定住促進住宅において、改良及び大規模改修を施したとき家賃の額を変更することができるというようなことが書かれておりますが、これ、(1)、(2)とも考えてみると、増額するようなことが可能であるというような解釈の仕方ができると思いますが、執行部側の回答として検討するというふうな回答であったというのは、この第13条だけ

から見ると、減らすというふうな方向は考えておられるのかどうか。（「委員長報告やっけん」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

質疑に入っておるからですね、質疑はもう終わっていますから。報告に対する結果と……

○3番（徳永重遠君）続

委員長報告なら委員長の回答ば求めてよかったですか。

○議長（牛嶋利三君）

いや、これですね、審議いただいた付託に係った内容を経緯と結果というようなことで、審査の内容を報告いただいておりますからですね。内容に入る質問はもう終わっていますから。

○3番（徳永重遠君）続

ああ、そうですか、わかりました。

なら、今の発言は撤回して、要望ということだけでいいですかね。

○議長（牛嶋利三君）

はい、いいですよ。

○3番（徳永重遠君）続

第13条の解釈について、ちょっと私なりの要望をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

要望されて、それに対する答弁とか必要ないですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第44号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第44号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます、よって、議案第44号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第17 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることと決定をいたしました。

議会報編集委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもって本日の日程は全部終了をいたしました。

会議を閉じます。

平成28年第3回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前11時48分 閉会

上記会議の次第は、梅津俊朗の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 壇 康夫

みやま市議会議員 中尾 眞智子